

求人情報適正化に向けた業界 団体の取組について

厚生労働省人材開発統括官付
若年者・キャリア形成支援担当参事官室

公益社団法人 全国求人情報協会について

・設立年月日

昭和60年2月27日

・会員数

正会員 70社(令和元年9月5日現在)

賛助会員 19社(令和元年11月1日現在)

・目的(定款より抜粋)

第3条 この法人は、適正な求人情報を提供することにより勤労意欲のある者に対する就労の支援に資するため、求人情報等に関する諸問題についての調査、研究を行い、求人情報の掲載基準の設定等による求人情報の適正化を図るとともに、求人情報等に関する知識、技術を向上させること、求人情報等に関する相談・苦情処理を行うこと等により、求人情報等を労働市場における有益かつ有能なものとすることによって、わが国における労働者の適正な職業の選択を可能ならしめ、労働者の職業の安定に寄与するとともに、産業経済の健全な発展に貢献することを目的とする。

2 前項の求人情報等とは、求人者から委託を受けて、専門誌その他の雑誌、折込みチラシ、インターネット上のウェブサイトその他の情報媒体を通じて提供される求人情報(以下「求人情報」という。)及び当該求人情報に係る情報媒体(求人情報の提供に係る事業を主たる目的とするものに限る。)をいう。

事業活動について

1. 求人情報の適正化事業

ア 求人メディア全般の適正な運営と求人情報の適正化を推進するため、会員資格審査室の設置や全国審査室長会議の開催による適正化水準の向上、企業の障がい者雇用を支援するキャンペーンなどを実施します

イ 各求人メディアに掲載されている求人情報のチェックを行い、必要に応じて適正化を推進するための資料提供や支援を実施します。

ウ 求人メディアの読者・ユーザーから電話・Eメールなどで寄せられた苦情相談に応じるとともに、求職者が直面しやすいトラブルやQ&Aをホームページ上で情報提供します。

エ 求人企業が労働・雇用関係法令を正しく理解し、適正な募集・採用を促すための資料や冊子を作成・配布するとともに、ホームページに掲載します。

オ 求人メディアの信頼度向上に資するため会員及び非会員を対象とした講演会等を開催します。

2. 求人情報等に関する調査研究事業

(略)

3. 教育研修事業

(略)

4. 広報事業

(略)